

令和4年度東京都コンプライアンス推進計画

1 本推進計画の趣旨

本計画は、「東京都コンプライアンス基本方針」（平成29年5月制定）及び「コンプライアンス推進に関する取組」（平成29年5月策定）を踏まえ、東京都が令和4年度に実施するコンプライアンスの取組の目的、内容等を示すものである。

2 全庁重点テーマに関する取組

平成30年度から令和2年度までの3年間、「**職場環境の変化に応じた確実な情報共有**」に関する取組を進めてきたが、コロナ禍を契機とするテレワークの進展により、職員間の意思疎通が不十分と感じる状況が生じるなど、情報共有の確保にまだ課題の残ることが顕在化した。

このため、令和3年度及び同4年度の2年間にかけて、デジタルツールの普及も踏まえた、「**伝える力の向上**」及び「**円滑なコミュニケーションのための環境作り**」の2点に関する取組を行い、確実な情報共有の実現を図ることとした。

その上で、これらの取組を着実に実現するため、令和4年度は、特に「**円滑なコミュニケーションのための環境作り**」について「全庁重点テーマ」に設定し、以下の取組を中心に、重点的に取り組むこととする。

- ① 上記2点の取組が求められる背景・理由の共有
- ② 情報を正確に伝える力の向上（継続）
- ③ 円滑なコミュニケーションのための環境作りに必要な取組の実施

〈例〉リアルタイムにコミュニケーションを取れる Web 会議やチャット機能の活用方法を紹介し、気軽に利用してもらう。

Web 会議はまず軽い話題で一人一言話し、参加者が発言しやすい場を提供する。

話し手が発言を控えるという選択肢を取らないよう、聞き手が聞き方を工夫する。

（いきなり否定しない、不機嫌な態度を取らない等）

3 コンプライアンスの推進体制

(1) 東京都コンプライアンス推進委員会の開催

東京都コンプライアンス推進委員会を開催し、本計画の内容等について審議する。さらに、前年度に各局が実施した取組の好事例等を報告し、コンプライアンス気運の醸成を図る。

(2) 制度部門幹事会の開催

服務、文書、会計等の各制度所管部門の課長級による制度部門幹事会を開催し、監察結果の検証等を通じて、全庁的な課題認識の共有を図る。

(3) 各局、各部・所コンプライアンス推進委員会の開催

① 各局の取組

東京都コンプライアンス基本方針に基づき、所属監察など局自らによる点検の強化、監察結果や改善状況の共有、汚職等防止策の着実な実施、コンプライアンスに係る意識啓発などの取組を進め、局内のコンプライアンス推進を図る。

② 各部・所の取組

各局コンプライアンス推進委員会の内容を部・所内に伝達するとともに、局推進委員会で定めた取組及び各部・所の実状に合わせた取組を実施し、部・所内のコンプライアンス推進を図る。

4 コンプライアンス推進のための取組

4-1 研修の充実

(1) 各局コンプライアンス推進研修【各局（通年）】

各局において、原則として、一般職・管理監督者別に研修を実施する。実施に際しては、過去の事故事例等から問題点等を検討するグループ討議を活用するなどして、具体的な場面において求められる行動・役割の理解を深める。

(2) 講師養成研修等【総務局人事部、コンプライアンス推進部（通年）】

講師養成研修及び各局で実施するコンプライアンス推進研修に対し、必要に応じて講師を派遣する。

研修に当たっては、各局の研修において講師となる職員が、自局の研修において職員に求められる行動・役割を具体的に伝達していけるような内容とするとともに、過去の事件事例等から問題点を検討するグループ討議等を実施する。

(3) 職層別研修【総務局人事部（通年）】

職層別研修では、引き続き、個人ワークやグループ討議等を実施し、受講生が「自ら考える時間」を拡大することにより、自身の職層に求められる職務・職責についての理解を深める。

(4) リーディング（eラーニング）型研修【総務局人事部、コンプライアンス推進部、各局（6月以降）】

職層ごとに、具体的な事例等を通じて自ら主体的に問題点などを考える内容をテキスト・設問に多く盛り込み、コンプライアンスの推進に関する実践的かつ深い理解を促す。

4-2 職員への啓発

以下の取組により、職員への情報提供、普及啓発等を行う。その際、職員に興味を持ってもらい、かつ、分かりやすく伝わるものとなるよう内容を工夫する。

(1) 「コンプライアンス通信」の発行【コンプライアンス推進部（年3回）】

全職員に向けて、都庁におけるコンプライアンス推進の取組、コンプライアンスに関する各局の取組事例、重大事故防止のための情報等を掲載したコンプライアンス通信を発信する。

(2) コンプライアンス啓発ツールの配信【コンプライアンス推進部（2月以降）】

職員が自らの行動や職場の状況を見直すきっかけとするとともに、職場におけるコンプライアンスの取組の推進を促すことを目的として、職員から募集した標語を活用した啓発ツールを作成し配信する。

(3) 動画教材の作成・配信【コンプライアンス推進部（11月）】

伝え手と受け手との双方向の円滑なコミュニケーションをとるために、職員一人ひとりがどのような行動をすればいいのか、直接学ぶ機会を設けることを目的として、動画教材を作成し配信する。

4-3 コンプライアンス推進月間の実施【コンプライアンス推進部、各局（11月）】

コンプライアンス推進月間を実施し、職場討議等の取組を通じて職員のコンプライアンス意識の強化を図る。

職場討議では、重大事故防止の観点や全庁重点テーマを踏まえた事例を設定し、具体的な場面において、どのように考え、どのような行動をとるべきなのかを職場内で話し合うことにより、職員相互の理解の促進や共通認識の形成などを図る。

4-4 汚職等防止策の実施【コンプライアンス推進部、各局（通年）】

重大事故の防止へ向け、汚職等防止部会による報告書（最終報告）に掲げられた汚職等防止策を着実に実施するとともに、各局における汚職等防止策の実施状況を確認することで、汚職等防止策の継続的な実施を目指す。